

新潟県企業局管理規程第11号

新潟県企業局公示令達規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年11月20日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局公示令達規程の一部を改正する規程

新潟県企業局公示令達規程（昭和28年新潟県電気事業管理規程第1号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（書式及び用例）</p> <p>第3条 第1条の公示令達中、管理規程及び告示の書式及び用例は、<u>新潟県行政文書管理規程（令和2年3月新潟県訓令第5号）第71条</u>中告示の例により、その他の令達の書式及び用例は、同条中それぞれ当該令達の例による。</p>	<p>（書式及び用例）</p> <p>第3条 第1条の公示令達中、管理規程及び告示の書式及び用例は、<u>新潟県本庁文書規程（昭和35年3月新潟県訓令第9号）第49条</u>中告示の例により、その他の令達の書式及び用例は、同条中それぞれ当該令達の例による。</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。